

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（日時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和7年第2回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（日時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において、2月18日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情表の写しのとおりであります。陳情第1号 地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する陳情、陳情第2号 デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書、陳情第3号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書は総務福祉常任委員会に、陳情第4号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書は産業教育常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（日時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、4番、鹿兒島巖君、5番、椿谷勇次君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。
委員長。

〔議会運営委員長 本田佳子君登壇〕

○議会運営委員長（本田佳子君） おはようございます。ちょっと風邪をひいてお聞き苦しいところがありますけれども、ご容赦願います。

本定例会についての議会運営委員会を2月18日に開催いたしました。

本定例会に係る案件は、新年度予算10件、和解及び損害賠償額の定めについてが1件、条例の一部改正が14件、補正予算8件の計33件であります。このほか、陳情が4件と定例会中の追加予定案件が6件であります。

したがって、議会運営委員会としましては、第1日、2月26日水曜日は初日本会議、本会議終了後、全員協議会及び運営委員会、第2日、2月27日木曜日は一般質問、一般質問終了後、各常任委員会、第3日、2月28日金曜日は予算特別委員会、第4日から第5日までは土日のため休会、第6日、3月3日月曜日から第7日、3月4日火曜日までは予算特別委員会、第8日、3月5日水曜日から第9日、3月6日木曜日は事務整理等で休会、第10日、3月7日金曜日は最終日本会議として、会期を10日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から3月7日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は10日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められておりますので、この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第2回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、ありがとうございます。

本日提出いたします議案は、令和7年度当初予算及び令和6年度補正予算の予算関係18件、損害賠償について1件と、条例の一部改正14件の計33件であります。

なお、会期中に人事案件をご提案したいと考えております。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、12月定例会後の町政諸般についてご報告申し上げます。

初めに、小坂町の令和5年度決算に係る財務書類についてご報告申し上げます。

令和5年度決算に係る財務書類の内容は、本日お配りしております令和5年度決算小坂町財務書類でご確認ください。

平成26年5月に、企業会計的な手法で財務書類を作成する国の統一的な基準が示され、当町では、平成28年度決算から統一的な基準による財務書類を作成しております。

作成した財務書類は昨年度と同様で、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4種類でありまして、対象となる会計の範囲はお手元の資料2ページに掲載しておりますが、今回は一般会計等、地方公営事業会計、公営企業会計の町の会計の範囲である全体会計を対象に作成しております。

財務書類を分析するための比率として、総務省から公表された分析手法で算出した指標を資料の4ページに掲載いたしました。主なものとして、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを示す資産老朽化比率は53.66%で、前年度対比4.34%の減となっております。これは、旧川上小学校の解体が主な要因となっております。

基礎的財政収支については、町税収入及び地方交付税等の経常的収入が減少し、人件費及び物件費等の経常的経費が増加したことにより、前年度対比1億5,893万3,000円減の4億1,986万3,000円となっております。

また、税収等に対する純行政コストの割合を示す行政コスト対税収等比率は108.27%となっており、これは人件費や物件費等の資産形成を伴わない費用を税収等で賄っておらず、資産形成の余裕がないことを示しております。

資料5ページ以降には、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を分析した資料及び詳細資料を掲載しております。

このうち5ページの貸借対照表では、負債総額が前年度対比で7億603万円増となっております。これは、下水道事業特別会計が令和5年度から公営企業会計を適用したことにより、負債項目に繰延収益を計上したことによるものでございます。

固定負債のうち、地方債等は減少傾向にあり、前年度対比で6億16万4,000円の減となっております。将来世代の負担は減ってきております。

8ページの資金収支計算書では、人件費や物価高騰による物件費等の経常支出の増加と町税収入等の経常収入の減少により、業務活動収支が前年度対比7億7,728万4,000円の減となっております。本年度資金収支額は1億4,888万6,000円の赤字となっております。

資金収支のバランスや資産活用に要するコスト、地方債の返済能力、行政目的別等の資産老朽化比率など、財務書類から町の財政状況の特徴や課題を分析し、今後も健全な財政運営に努めてまいります。

次に、今年度の馬鈴薯栽培の実施状況についてご報告申し上げます。

大規模畑作振興推進の一環として、大手菓子メーカーへの馬鈴薯出荷を目指し、平成30年度から始まった取組は7年目となり、加工用馬鈴薯を8月出荷、市場用馬鈴薯は9月以降の出荷という作付計画で産地づくりを進めているところでございます。

今年度から本格栽培に移行し、栽培に2法人が取り組みました。栽培圃場は、上川原地区の転作田に約280a、鶺鴒地区の畑地に約260aの合計で540aとなり、前年度より100a増加しております。

このほかにも、余路米地区で試験栽培を実施した農家が1戸ございました。

品種ごとの栽培面積では、加工用品種オホーツクチップが340a、市場用のキタアカリとトウヤが200aとなっております。

産地拡大に向けた取組としては、作業の効率化を図ることを目的に、種芋消毒、植えつけ、収穫、選別、出荷作業は、小坂町畑作振興センターの大型機械を活用し、作業受託組織である小坂町ポテトコントラクターが共同で行っております。

収穫量及び品質向上に向けた取組としては、秋田県や大手菓子メーカーから指導いただきながら、水はけ対策、雑草対策、病虫害防除対策を実施しております。

今年度は、6月下旬から7月中旬の長雨で防除間隔が長くなったことで、健全な葉色を長く保つことが難しくなり、全体的に馬鈴薯は小さめとなっております。また、新たに作付け

した畑地については、以前に耕作されていた方が植えた菊芋が雑草化してしまい、馬鈴薯の生育を阻害する事態となっておりました。

さらに、連作障害と思われる症状や、収穫作業時に打撲症状が発生した圃場もあり、買取価格の低下を招くこともありました。

今後は、これらのことを踏まえ、対応について指導を強化してまいります。

最終的に、加工用のオホーツクチップは、約61tを出荷して販売額は282万2,877円、市場用のキタアカリとトウヤは、約6tを出荷して販売額は37万32円となっており、学校給食への供給や販路開拓についても、関係機関と連携して実施しているところでございます。

生産者はこれまでの経験を生かし、次年度の作付けにも意欲を示しているところであり、新たに挑戦していきたいという声も上がってきております。まだまだ課題はありますが、引き続きこの取組が将来の小坂町農業に生かされるよう、推進してまいりたいと考えております。

以上、町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 千葉綾悦君登壇〕

○教育長（千葉綾悦君） おはようございます。

教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、小坂小学校、中学校の児童生徒についてご報告いたします。

1月10日から12日にたざわ湖スキー場で行われた秋田県中学校スキー大会では、クロスカントリー競技において、澤田理央さんが女子クラシカルで1位、フリーで1位、永田珠梨さんが女子クラシカルで6位、フリーで6位、成田芽生さんが女子クラシカルで7位、フリーで7位となりました。

1月24日から26日に青森県で行われた東北中学校スキー大会では、澤田理央さんがクラシカルで1位、フリーで1位となりました。永田珠梨さんと成田芽生さんも大会に出場し健闘しました。また、女子リレーでは小坂中チームが1位となりました。

2月4日から7日に長野県で開催された全国中学校スキー大会では、澤田理央さんがクラシカルで4位、フリーで6位となりました。永田珠梨さん、成田芽生さんも大会に出場し健闘しました。また、女子リレーでは秋田県チームに澤田理央さんが第2走で出場し、3位となりました。

小学生のスキー大会では、1月17日から19日に花輪スキー場で行われた秋田県民スポーツ

大会スキー競技会、クロスカントリー競技において、永田悠真さんが男子クラシカルで4位、フリーで4位、成田羽汰さんが男子クラシカルで6位、フリーで6位となり、全日本スポーツ大会の出場権を獲得しました。

1月25日に花輪スキー場で開催された鹿角小学校スキー大会では、金丸凄也さんが4年男子で1位、永田悠真さんが5年男子で1位、成田羽汰さんが6年男子で2位となりました。また、男子リレーでは10年ぶりに優勝となりました。

また、スクールバンド部や吹奏楽部の活躍もありました。

小坂小学校スクールバンド部は、12月15日のアンサンブルコンテスト県北地区予選大会で、金管5重奏が金賞を受賞し、秋田県大会の出場権を獲得しました。

1月13日に行われた全日本アンサンブルコンテスト秋田県大会では、銀賞を受賞しました。小坂中学校吹奏楽部は、12月14日にアンサンブルコンテスト県北地区予選大会で、管打8重奏が金賞を受賞し、秋田県大会の出場権を獲得しました。

1月12日に行われた全日本アンサンブルコンテスト秋田県大会では、銀賞を受賞しました。児童生徒の活躍は、小中一貫校として、小学校での学びが中学校へとうまくつながり、切磋琢磨している姿であり、日々の練習における、学校、保護者をはじめ、地域指導者や関係団体の皆様のご理解、ご指導のたまものと思っています。今後とも、児童生徒が伸びやかに成長していけるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、KOSAKAアカシアスプリント大会についてご報告いたします。

第13回KOSAKAアカシアスプリント大会を、2月23日に陸上競技場と野球場の特設コースで開催いたしました。県内外から小学生、中学生等、合わせて108名が参加し、熱戦が繰り広げられました。今回も町内の多くの企業からご協賛をいただいたほか、小坂町スキークラブ、DOWAスキークラブをはじめ多くの方々から運営を担っていただきました。

今後も、町中で身近に選手を応援できる新しいスタイルの大会として、広く町民に認知していただき、楽しんでいただけるよう工夫しながら、スキー競技の底辺拡大、児童・生徒の練習の成果を試す大会として継続してまいりたいと考えております。

以上で教育行政報告といたします。

○議長（目時重雄君） これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

◎議案第3号～議案第12号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第3号 令和7年度小坂町一般会計予算、日程第5、議案第4号 令和7年度小坂町国民健康保険特別会計予算、日程第6、議案第5号 令和7年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7、議案第6号 令和7年度小坂町介護保険特別会計予算、日程第8、議案第7号 令和7年度小坂町歯科診療所特別会計予算、日程第9、議案第8号 令和7年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算、日程第10、議案第9号 令和7年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計予算、日程第11、議案第10号 令和7年度小坂町小坂財産区特別会計予算、日程第12、議案第11号 令和7年度小坂町水道事業会計予算、日程第13、議案第12号 令和7年度小坂町下水道事業会計予算を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

本議案につきましては、それぞれの議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読は省略することに決定いたしました。

町長から小坂町行財政の大要及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第3号から議案第12号までの提案理由の説明と併せて、令和7年度小坂町行財政の大要を申し上げます。

昨年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2024では、足元の物価高や賃金・調達価格の上昇への対応のほか、防災・減災への対応、少子化・子ども子育て政策の実施、デジタル技術の活用した行政運営の効率化、地方創生の推進など、官と民が連携した投資の拡大と経済社会改革の実行に向けた基本方針が示されました。

当町におきましては、令和7年度が第6次総合計画における前期基本計画の最終年度となります。町の将来像「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」の実現を目指し、5年間の総仕上げを行う年度と位置づけ、移住・定住促進や地元産業、観光資源を生かした地域活性化などに引き続き取り組んでまいります。

同時に、時代の要請でもあります子育て支援の充実やデジタル化の推進、脱炭素社会の実

現に取り組み、町民の皆さんと共に小坂の未来を築いていけるよう、限られた財源を最大限有効に活用した令和7年度予算（案）を提案させていただきます。

なお、私の町長としての任期が4月11日をもって満了いたしますことから、令和7年度当初予算につきましては、町民生活に不可欠な事業、義務的な経費、令和6年度からの継続事業、公共施設の解体や早期の補修に要する経費等を主体とし、政策的な経費を極力省いた骨格予算として編成しております。

一般会計予算案の総額は45億1,900万円となり、前年度当初予算比で2億8,400万円、6.7%の増となりました。特別会計は計7会計で、予算案総額は14億8,272万7,000円、前年度比で3,917万4,000円、2.7%の増となりました。このほかに水道事業会計及び下水道事業会計の予算をご提案いたします。

それでは、令和7年度一般会計及び特別会計予算案について、議案の順に概要を申し上げます。2月17日開催の議会全員協議会において予算（案）に係る主要施策の説明をしておりますことから、主な項目を説明いたします。

まず、一般会計の歳入についてでございます。

町税では、固定資産税で、償却資産の増加や過年度の収入状況を考慮して、増収を見込んでおりますが、法人町民税において、令和6年度の収入状況などから減収が見込まれ、町税全体では、前年度比2,023万8,000円、2.4%の減として計上いたしております。

普通交付税は、国の地方財政対策において、地方公共団体へ配分される額が、前年度比で1.6%の増とされております。この国が示す見通しに加え、過疎対策事業債の基準財政需要額への算入見込み、令和6年度法人税割の収入額、国の交付税財源の状況等を勘案し、当初予算には前年度比3,000万円、1.9%増の16億円3,000万円を計上いたしております。

なお、特別交付税は、前年度と同額の2億円を計上しております。

国庫支出金は、電子計算費における基幹システム標準化事業に係る補助金や扶助費の増加に対応した負担金の増加を見込んでおり、前年度比7,139万1,000円、22.5%の増となりました。

県支出金は、秋田県知事選挙、参議院議員選挙及び令和7年度国勢調査に係る委託費が増加したことから、前年度比1,599万7,000円、8.8%の増となりました。

繰入金は、財源調整として財政調整基金及び減災基金を取り崩しているほか、公共施設等総合管理基金を旧十和田分館解体工事をはじめとした公共施設の除却、補修に要する経費に充当しております。

また、未来創生基金をすこやか育児手当、在宅育児支援給付金、農業新技術導入支援補助金、高校生等扶養世帯支援給付金などに充当いたしました。

このほか、森林環境整備基金や新総合教育エリア整備基金、三澤つせ子ども図書基金をそれぞれの事業に充当して、全体で前年度比2億1,898円4,000円、44%の増となりました。

諸収入は、康楽館松竹大歌舞伎公演に係る観劇券販売収入を計上したことから、全体で前年度比1,516万円、17.9%の増となりました。

町債は、臨時財政対策債を発行しないことから、前年度比840万円、7.2%の減となりました。

次に、歳出予算の性質別経費の状況でございますが、人件費、物件費、維持補修費、扶助費等の消費的経費が30億5,019万7,000円、全体の67.5%を占めております。人件費は職員人件費のほか、各選挙の執行に係る報酬等を当初予算に計上したことにより、5,410万6,000円、7.6%の増となりました。

投資的経費は、当初予算に旧十和田分館解体工事費を計上したことから、前年度比4,517万5,000円、10.4%の増となりました。

それでは、一般会計の歳出予算内容の主な事業を、款を追って説明をいたします。

1 款議会費でございます。

報酬等の予算計上は10議員で編成しております。議会から要請がありました議会のDX化に係る予算として、令和7年度はペーパーレス化を推進するため、タブレット端末及びペーパーレス会議システム導入に係る経費を計上し、議会費全体の総額を6,911万9,000円としております。

2 款総務費であります。

「ともに明日を築くまち」の実現には、まちづくりの主役である町民の参画が重要であります。多方面で町民と行政との連携が図られることが必要と認識しております。地域活動の中心である自治会活動に対する助成、自治会館の補修、自治会または町民が構成する団体が行う地域課題の解決や活性化を図る活動への助成などを計上しております。

また、地域の活力維持と魅力再発見につなげるため、地域おこし協力隊の活動経費は、これまでで最大となる4名分を計上しており、隊員のこれまでの知見を、町の課題解決や地域活性化に存分に生かしていただくため、活動の定着支援を強力に推進してまいります。

このほか、移住定住促進に向けた住宅購入や改修、空き家解体への助成、結婚新生活支援事業補助金を継続し、定住人口の増加につなげてまいります。

公共施設の適正配置と長寿命化は、利便性向上と持続可能な行政サービスを将来にわたって提供し続ける点から、計画的に進めていく必要があります。旧十和田分館解体工事は、降雪期前に工事を完了できるよう、また、各款に計上しております施設の機能維持に必要な補修経費につきましては、安全性確保の観点から当初予算に計上いたしました。

通学や買物、通院など、ニーズに合った公共交通の維持・確保のため、町営バス野口線の運行のほか、秋北バス株式会社が発行する定額乗り放題定期券の購入助成を引き続き実施してまいります。

令和8年度から5か年のまちづくりの方針となる小坂町第6次総合計画後期基本計画につきましては、より町民のニーズに応えられる計画を進めるため、現在、まちづくりアンケートを実施しております。令和7年度は、町民や町内の団体等で構成するまちづくり委員会において、5年間の町のビジョンを策定してまいります。

3款民生費であります。

「健やかに自分らしく生きるまち」の実現に向けて、健康寿命を伸ばし、生涯にわたって心身ともに健康であり続けるため、住み慣れた地域で、世代に合った健康づくりに継続的に取り組んでいけるよう、保健・医療・福祉の充実に努めてまいります。

高齢者福祉分野では、高齢者世帯への生活サービス事業の充実、介護予防事業の拡充、地域支え合い体制づくりとしての自治会への支援を行うほか、障害者福祉分野では、障害があっても、地域の一員として生き生きと自立した生活を送ることができるよう、自立支援サービスの適切な給付を提供してまいります。

子育て支援・児童福祉分野では、出産・子育てに希望を持ち、子どもの成長を地域全体で支える仕組みづくりを進めてまいります。18歳までの医療費無償化を継続するほか、給付金の支給など、子育て家庭に対する支援を継続してまいります。

小坂マリア園は町内唯一の保育施設であり、町の子ども・子育て施策には欠かすことができません。運営支援により、誰もが安心して子どもを預けられる環境確保を図ってまいります。

4款衛生費でございます。

町の医療体制は、高度な医療や特定の診療科目は近隣市の医療機関に頼らざるを得ない状況でございます。町民が必要な時に安心して医療を受けられるよう、県、近隣市と連携し、運営支援をしてまいります。

また、重症化リスクの高い乳児のRSウイルス感染症を予防するため、新たに妊婦を対象

としたRSウイルスワクチンの接種に係る経費を計上しております。

このほか、誰もが健康で安心して暮らすための各種検診・予防接種や健康相談体制の充実、次世代を担う子どもたちの健康や妊産婦の相談支援の充実に係る費用を計上しております。

「自然とともに、これからも暮らし続けたいまち」の推進に当たっては、脱炭素社会実現に向けた地球温暖化対策実行計画の策定に取り組んでまいります。

5款労働費であります。

労働対策に係る経費として、出稼ぎ者対策や鹿角地域シルバー人材センター運営費補助、資格取得支援に対する補助などの予算を計上しております。

6款農林水産業費であります。

「にぎわい・活気を興すまち」の推進に当たり、農林水産業の分野では、地域の状況に応じた担い手の育成や法人化を支援するとともに、農地集積や施設整備などによる生産性の向上を推進するほか、地産地消にも取り組み、一層の農業振興を図ってまいります。

農業の担い手確保が困難になりつつある中で、営農の省力化を支援するため、新技術導入の支援策として、トラクター等への自動操舵システム取付費用の助成を行うなど、スマート農業への取組を後押ししてまいります。

小坂七滝ワイナリーを活用した小坂産ワインの販路や、原料となるブドウの生産の拡大化を支援するほか、畑作振興センターを中心とした大規模畑作農業を推進するなど、農業経営の基盤強化を図るとともに、馬鈴薯などの新たな作目の産地拡大を目指し、栽培技術向上と受託事業者組織を育成、支援してまいります。

また、水田利活用向上支援策として、そば、菜種の種子購入や刈取りへの助成など、地域資源に付加価値を生み出す取組を促進し、農家の所得向上を目指してまいります。

そのほか、鳥獣被害防除対策支援の強化に加え、森林環境整備基金を活用した森林経営管理に向けた境界明確化、十和田湖ひめますのブランド化推進に係る経費を計上いたしております。

7款商工費であります。

商工業の分野では、商工会や商業団体等と連携し、町のにぎわい・活気を生む商業の取組を支援していくとともに、新たな企業の立地や既存立地企業の設備投資の誘発を図るため、産業振興促進条例に基づく雇用や施設整備へ支援してまいります。新規創業や新しい分野への事業展開を計画する法人・個人・団体に対する創業チャレンジ支援も引き続き行い、地域経済の活性化に積極的に取り組んでまいります。

観光振興では、十和田湖や日本の近代化を支えた産業遺産群など、町が有する特色ある観光資源の磨き上げに努めてまいります。観光ニーズが地方に集まり始めている好機を逃すことなく、町の文化や魅力の発信に努め、国内外から町に訪れていただけるよう、取組を強化してまいります。

昨年秋にオープンいたしました道の駅十和田湖は、十和田湖地区を訪れる人が立ち寄りたくなる場所となるよう、利用者の声に耳を傾けながら、指定管理者や関係機関と緊密に連携し、施設の機能充実とサービスの向上に努めてまいります。

このほか、各観光施設の維持管理・補修に係る経費、地域連携DMOへの負担金、国際交流員招致による国際交流関連経費などを計上しております。

8 款土木費であります。

道路・交通網の分野では、地域交通の利便性と安全環境の向上につなげるため、道路・橋りょう整備・維持補修を計画的に進めてまいります。

雪対策の分野では、冬期間の円滑かつ安全な交通確保のため、きめ細やかな除排雪体制を確保してまいります。

住宅の分野では、住宅の改築・リフォームを支援する取組を引き続き進めてまいります。住宅リフォーム補助金の補助対象に賃貸住宅へのエアコン設置工事などを加え、住環境の向上を支援してまいります。

道路橋りょう改良事業では、町道苦竹山崎線道路改良、橋りょう長寿命化、町道牛馬長根1号線舗装補修などを計画しております。

和井内エリア整備事業では、昨年秋の施設開業後、多くの方々から反響やご意見をいただきました。環境省が主体となり進めている緑地公園の整備と併せ、エリア内の利便性及び魅力を向上させるため、施設の補完工事に係る経費を計上しております。これにより、平成29年度から取り組んでまいりました和井内エリア整備事業は、当初計画された全ての工事が終了することになります。

河川整備では、町が管理する3河川のしゅんせつ経費を計上しており、大雨による増水対策と環境保全を計画的に進めてまいります。

町営住宅管理では、国の補助制度を活用し、北あけぼの住宅3棟分の解体工事費を計上いたしました。このほか、今年度策定した公営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な補修と維持管理に努めてまいります。

9 款消防費でございます。

消防救急体制については、鹿角広域行政組合により、消防資機材の整備など消防力の強化を図るほか、救急救助需要の増加及び多様化に対応し、体制の充実と強化に努めてまいります。

町内においては、消防団活動が円滑に進むよう、施設や設備の更新を計画的に進めてまいります。

また、本定例会において、町消防団員の報酬並びに手当の額を改正する条例案を上程させていただきました。町の安心・安全のため尽力していただいている消防団員の処遇改善と活動環境の充実に努めてまいります。

本年8月には、鹿角市・小坂町を会場に、第63回秋田県総合防災訓練が開催されます。いざというときの備えとして多くの方々に参加していただき、防災力の強化を図る機会としてまいります。

また、自主防災リーダー育成の支援や、地域の自主防災組織の方々が行う防災訓練活動や防災資機材購入に要する経費の一部を補助し、地域全体で防災に強い「いざというときも安心できるまち」づくりに取り組んでまいります。

10款教育費でございます。

教育費予算は、前年度と比較して9.4%の減、4億5,252万6,000円となっております。その内容につきましては、教育委員会から、教育行政の方針と予算（案）の大要の説明がありますので、割愛させていただきます。

12款公債費は、前年度と比べて3,089万9,000円、5.7%の減で5億1,409万4,000円を計上しております。町民の生活を支える公共サービスの確保と共に、人口減少対策や地方創生の推進など、町の将来を見据えて取り組んでいかなければならない諸課題に対し、令和7年度予算は、第6次小坂町総合計画に掲げる基本目標の達成を念頭に置いて編成しております。人件費や調達価格の増加など、町の財政運営は一層難しさを増しておりますが、財政の健全性確保に十分留意し、将来世代に負担を先送りすることがないように、堅実な行財政運営に努めてまいります。

以上、一般会計の概要でございます。

次に、特別会計、企業会計についてご説明申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計でございます。

被保険者の医療に充てられる医療給付費を3億8,812万3,000円、県に納入する事業納付金9,176万7,000円、特定健診や特定保健指導、人間ドック受診補助などに充てられる保健

事業費を1,224万8,000円など、前年度比6.9%増の予算総額5億836万円としております。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金として9,043万1,000円を計上し、予算総額を9,147万2,000円といたしております。

介護保険特別会計でございます。

介護認定者への保険給付と介護予防事業が中心の保険事業勘定の予算総額は8億390万円で、前年度比400万円、0.5%の増となりました。

また、町直営の指定居宅介護支援事業所などの運営を行う介護サービス事業勘定は、居宅介護サービス計画費収入を計上し、歳入歳出予算の調整で生じた財源の不足額322万2,000円を一般会計繰入金で措置しており、予算総額は406万2,000円で、前年度比36万2,000円、9.8%の増となっております。

歯科診療所特別会計は、予算総額6,301万5,000円で、歳入の主なものは、診療収入2,814万円、一般会計繰入金3,170万円であり、一般会計繰入金は前年度比43万6,000円の増であります。

歳出では、総務費5,086万7,000円、医療費993万円、公債費221万8,000円を計上しております。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計は、予算総額505万2,000円で、歳入は、共済掛金収入78万円、基金繰入金422万2,000円などで、歳出では、退職一時金422万2,000円、共済基金積立金82万1,000円などとなっております。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、予算総額422万3,000円で、歳入は、基金繰入金285万8,000円、貸付元利収入134万2,000円で、歳出では、大学生新規5名、継続2名への貸付金420万円、基金積立金2万3,000円となっております。

小坂財産区特別会計は、小坂財産区を管理する経費として、予算総額264万3,000円を計上しております。

水道事業会計は、安全で安定した水道水の供給を行うための予算計上をしております。令和7年度は、給水戸数2,039戸に対し1日平均1,278m³の給水を行うこととし、収益的収入2億4,228万6,000円、収益的支出2億4,031万7,000円を予定しております。高料金対策として9,064万7,000円など、旧簡易水道事業特別会計からの移行分の利子の一部負担を含め、一般会計からの負担金総額は9,225万9,000円となりました。

資本的支出は1億7,399万4,000円で、配水施設改良費として休平地区配水管布設替工事1,245万2,000円、企業債元金償還金1億4,918万9,000円などとなっております。

資本的収入は3,041万5,000円で、一般会計からの出資金1,909万5,000円、休平地区配水管布設替補償工事負担金として1,132万円を計上しております。

下水道事業会計は、地域環境と生活衛生を保全し、快適で衛生的な暮らしを提供するため、計画的な下水道設備の維持・管理に努めてまいります。令和7年度は、排水戸数1,134戸に対し1日平均795m³の汚水処理を行うこととし、収益的収入1億9,054万1,000円、収益的支出1億8,825万円を予定しております。高資本費対策に要する経費分など、一般会計からの負担金総額は7,099万8,000円となりました。

このほか、経営基盤強化のための一般会計からの補助金2,900万円を受け、経営してまいります。

資本的収入は5,133万2,000円で、企業債540万円と一般会計からの出資金4,309万9,000円となっております。

資本的支出は1億1,293万9,000円で、流域下水道事業建設費357万4,000円、企業債元金償還金1億706万6,000円が主なものであります。

以上、令和7年度行財政の大要として、まちづくりに対する基本的な考え方と予算の主要事業を説明いたしました。

本予算は、町財政の健全化の確保に十分留意しつつ、住民生活を守り、町民サービスの向上に向け限られた財源を有効に活用し、町民目線に立ち、小坂町の今後の進むべき方向を見据え編成しております。着実かつ効果的に各施策を推進できるよう全力で取り組んでまいります。

令和7年度予算案並びに関係議案と共に慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。令和7年度小坂町行財政の大要とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長から教育行政の方針と予算の大要についての説明を求めます。

教育長。

〔教育長 千葉綾悦君登壇〕

○教育長（千葉綾悦君） 令和7年度教育行政の方針と予算の大要について申し上げます。

教育目標は、心豊かでたくましく、ふるさとの発展につくす町民を育てるです。

初めに、教育行政の方針について申し上げます。

小坂町総合計画及び小坂町新総合教育エリア構想を基本として小坂町教育推進大綱を策定し、その施策を推進してまいりましたが、令和6年度で対象期間が終了することから、町の

現状と課題を念頭に置き、目指す教育の理念や方向性を明確にするため、第4期小坂町教育推進大綱を策定しました。対象期間は令和7年度から令和10年度までの4年間となります。

大綱において、学校教育では、小坂町の特色を生かした教育活動を展開しながら、小中一貫教育を推進し、生きる力とふるさとを愛する心を持った児童生徒を育成します。

社会教育では、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう学習環境を整え、その成果を適切に生かすことのできる社会を目指すことを基本方針に定めております。

この教育推進大綱に基づき、学校教育、社会教育とも町の第6次総合計画に掲げる「豊かな心と未来を育む人づくりのまち」の実現を目指して取り組んでまいります。

令和7年度における小坂町の新入学児童生徒数は、小坂小学校18名、小坂中学校21名の予定です。

在学児童生徒数は、前年度と比較して、小学校が4名減の127名、中学校は11名減の72名の見込みです。学級数は、小学校が9学級で今年度と同様、中学校が1学級増の4学級の見込みとなっております。

小中一貫教育校として13年目となります。今までの歩みを検証しながら、さらなる連携を進めるため、小中合同の教職員研修など一層の充実を図ってまいります。

児童生徒1人に1台の情報端末を配置し、デジタル教科書、電子黒板を効果的に活用する等、ICT教育を推進します。

学校臨時休業などの児童生徒が登校できない場合に備え、学校とつなぐオンライン学習環境を整えます。

授業等に紙媒体やインターネットなどの新聞記事を活用する等、NIE教育を推進します。

学校給食費の半額助成、教材費の公費負担についても継続して取り組み、子どもたちが安心して学べる環境を整えてまいります。

保護者や地域の期待に応え、信頼される学校づくりを目指し、学校運営協議会制度の趣旨を踏まえた取組を推進します。

また、子どもたちがスポーツ等の活動に継続して親しむことができる環境づくりを目指して、学校部活動の地域連携・地域移行を進めていきます。

社会教育においては、地域学校協働活動による学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しながら、地域全体で子どもたちを育む体制づくりを目指します。

放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施している子どもクラブS k i pの充

実を図るとともに、支援員や職員の研修への参加を促します。

子育て経験者や専門家等で構成する家庭教育支援チーム・ポッポの会での活動を通し、様々な家庭教育支援事業を実施します。

読書活動の推進では、全ての町民が日常の生活の中で読書に親しみ、読書活動や交流ができるよう、出張図書館の充実、図書システムの効果的な運用など、環境づくりに努めます。

また、芸術文化振興においては、鹿角市と共同で鹿角地域文化財保存活用地域計画を策定し、共通の文化財の総合的な把握、両地域の文化財の新たな視点につなげます。

それでは、教育予算について主なものを説明いたします。

令和7年度教育費歳出予算案全体では、一般会計で総額4億5,252万6,000円を計上しております。前年度当初と比較して9.4%の減となりました。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は総額422万3,000円、前年度当初と比較して62万円、17.2%の増となりました。

一般会計における民生費・保育所に係る主な事業では、マリア園運営費に対する補助金として2,200万円、マリア園の集団活動で声かけの必要な幼児に対する保育サポート事業に保育士4人分、1,179万7,000円、3歳以上の入所児童保護者に対する副食費助成265万円、在宅育児支援給付金給付事業に331万5,000円を計上しています。

学校教育関係の主な事業では、一人一人の個性を尊重したインクルーシブ教育を目指した学校生活サポート事業に、学校生活支援員6名を配置する経費1,739万8,000円を措置しています。

また、英語教育の充実と国際交流の進展を図ることを目的とした外国語指導助手配置経費として561万9,000円を計上しています。

通学バス運行事業では、七滝地区児童用スクールバス運行业務委託とし606万5,000円を計上しております。

小坂町高校生等扶養世帯支援給付金事業は、高校生の就学支援として、1人当たり年5万円を総額475万円を計上しています。

奨学資金貸付事業は、予定人員を高校生新規3人、継続1人、大学生等新規5人、継続3人とし、480万円を計上しております。

小学校5・6年生から中学生の学力向上対策として開催し、14年目となる小坂鉦山の子未来塾の経費として214万3,000円、また、子育て支援事業として、保護者の負担軽減と地産地消のさらなる取組を進めることを目的に、小学校中学校、児童生徒の学校給食費半額助成

分として746万8,000円を計上しております。

保護者の負担軽減を図るため、小中学校の授業で使用する教材費等を公費負担する経費として、小学校に164万1,000円、中学校に161万5,000円の合わせて325万6,000円を措置しています。

小中学校のICT関連整備事業としては、メディアルーム及び小中学校教員の教務用パソコンのリース料580万2,000円のほか、授業用タブレット35台及び通信環境整備リースに係る経費として104万9,000円、合わせて685万1,000円、電子黒板リースとして462万円を措置しています。

また、児童生徒1人1台のタブレット端末などを有効活用していくために、ICT環境サポート業務委託として598万4,000円を措置しています。

学校臨時休業など、児童生徒が登校できない場合に健康観察や学習指導などを実施するため、学校とつなぐオンライン学習環境整備に57万8,000円を措置しています。

遠距離児童・生徒の通学費補助としては、小学生では15人分36万8,000円、中学生では13人分63万9,000円、合計100万7,000円を計上いたしました。

児童生徒のスポーツ・文化活動に係る各種大会派遣補助として、小学校に67万円、中学校に367万4,000円、合計434万4,000円を計上しております。

教育扶助費は、小学校に対象児童30人分で324万1,000円、中学校に対象生徒10人分で181万2,000円の合計505万3,000円を措置いたしました。

小坂町新総合教育エリア構想に基づく小中一貫教育研究会事業としては、教職員の視察研修のほか、小学校3年生のひめますの稚魚放流式参加とひめます学習会、小学校4年生のブドウ栽培と加工実習、小学校5・6年生と中学校1年生の十和田湖野外体験学習等を実施する経費として68万5,000円、小中学校合同での芸術鑑賞教室等に29万3,000円、合わせて97万8,000円を計上しております。

社会教育関係の主な事業では、学校への読書活動支援員の配置、ブックスタート等、家庭教育支援事業、放課後や休日の生活や体験をサポートする子どもクラブSkipなどを総合的に取り組む学校・家庭・地域連携総合推進事業に1,460万1,000円を計上しています。

文化財保護事業では、町の伝統行事である小坂七夕祭や盆踊り大会、町の無形民俗文化財に指定されている濁川虫送り行事及び出羽神社権現舞に対する補助として、合わせて436万6,000円を計上しております。

社会教育関連事業では、まなびピアなどの生涯学習事業や行事ごよみ発行事業に93万

5,000円を計上しております。

図書館費では、図書購入費として153万9,000円、郷土館費では、各種特別展事業「新編小坂町史資料編第八集」印刷製本などに215万1,000円を計上しております。

保健体育関係では、体育施設管理事業として、みんなの運動公園管理業務等で421万円、運動場を含む中央公園芝管理業務等に951万6,000円を計上しております。

また、スポーツ事業として、スポーツ協会が実施している全町大会やスポーツ少年団を含む社会体育関係団体の活動補助に177万3,000円を計上いたしました。

特別会計では、菅原ヤエ奨学資金特別会計で、育英事業の充実と継続のため、奨学資金貸付予定人員を大学生新規5人、継続2人として420万円を計上しております。

以上が主な内容であります。今後とも創意工夫をもって、より効率的な運営に努めてまいります。

最後に、令和7年度の教育行政方針が施策として円滑に進めることができますよう、関係する皆様のご理解とご指導をお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、1番、船水隆一君、2番、工藤文明君、3番、菅原明雅君、4番、鹿兒島巖君、5番、椿谷勇次君、6番、本田佳子君、7番、木村則彦君、8番、秋元英俊君、9番、熊谷聰君、以上9人を委員に指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9人の諸君を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

休憩中にお諮りいたしましたように、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長には、総務福祉常任委員長の菅原明雅君、副委員長には、産業教育常任委員長の船水隆一君とすることに決定いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第13号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第13号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和7年1月1日、小坂字金畑地内の北上石灰株式会社小坂営業所の敷地内において発生した、小坂財産区有地からの倒木により駐車車両を破損させた事件について、相手方との示談交渉が調いましたので、和解及び損害賠償の額を定めようとするものでございます。

今回、このような事件を発生させたことについて、深くお詫びを申し上げますとともに、改めて、所有地並びに財産区有地の維持管理を徹底するよう指示いたしました。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りま

すようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 詳細についての説明をいたします。

本年1月1日に、北上石灰株式会社小坂営業所の社員が早朝に出社したときに、裏山の斜面からアカシアの木1本が、駐車してあった2トントラック2台に倒れてきているのを発見いたしました。

車両の被害状況ですが、倒木が直撃したと思われる1台のほうは、屋根部分が大きくへこんでフロントガラスも割れたほか、パネルの修正やヘッドライトの交換などの修理も必要となりました。そのはずみで被害を受けた隣に駐車していたもう1台のトラックは、屋根が少しへこんだ程度で、板金と塗装の修理程度でございました。

この件につきましては、1月30日に相手方である北上石灰株式会社との示談交渉がまとまっております。相手方が求める損害賠償の額は、車両修理代として63万8,006円と損傷の大きかった1台分の休車損害分として代車の借上料16万7,750円、合わせて80万5,756円で、その全額を小坂財産区が支払うことで和解をしております。

これまでは、主に道路脇から生えている、電線などに影響のありそうな木を注意して点検しておりましたが、今回のような事案が発生することは想定外でありましたので、こちらのような事案も併せて点検をしていくことを財産区の管理会で確認をしております。

なお、本件に係る予算につきましては、今3月定例議会に上程する小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）において、その賠償額の補正額を措置しておりますので、よろしく申し上げます。

以上で私からの説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることから、所要の改正を行うものでございます。

改正により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」を創設することとされております。

第1条では、「小坂町職員の給与に関する条例」の一部改正について、第2条では、「小坂町消防団員の退職に係る家族慰労金の支給に関する条例」の一部改正について、同法を引用している条文及び条文中の「禁錮」の字句を「拘禁刑」に改めるものでございます。

施行期日は、令和7年6月1日からとしております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第15号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第15号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されることから、改正に伴う条ずれによる所要の条文整理を行うも

のでございます。

施行期日は、令和7年4月1日からとしております。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第16号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第16号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休

業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、男女共、仕事と育児を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化の措置を講ずる、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が、令和7年4月1日に施行されることから、所要の改正を行うものでございます。

第1条では、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」について、時間外勤務をさせてはならない職員の範囲を、「3歳に満たない子」を養育する職員から「小学校就学の始期に達するまでの子」を養育する職員まで拡大するほか、職員の配偶者等について介護が必要となった場合の仕事と介護の両立に資する制度及びその相談体制並びに勤務環境等の整備に関する規定を新設しております。

第2条では、「職員の育児休業等に関する条例」について、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を引用している条文を改めるものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日からとしております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第17号 小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第17号 小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

職員の給与につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び秋田県職員の給与に関する秋田県人事委員会による勧告を参考に、給与条例の改定を行ってきております。

本年度も、12月定例会において、令和6年度の勧告に基づく給与条例の改正を行ったところではありますが、本改正案では令和7年4月1日から適用となる給与制度のアップデートに準じた給与制度の整備について改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、給料表の構造及び諸手当の見直しを行うほか、「特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例、職員の育児休業等に関する条例」、「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」について、それぞれ所要の規定の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 詳細の説明をいたします。

議案審議の参考8ページ、9ページに今回の改正の概要を載せてあります。10ページから13ページまでは改正に係る新旧対照表を掲載しておりますので参照願います。

審議の参考1の概要資料で今回の改正の内容を説明しますので、8ページ、9ページをご覧ください。

今回の改正は、国の人事院及び秋田県人事委員会から昨年勧告のあった給与制度のアップデートに準拠して行うものでございます。実施は本年の4月1日からです。

(1)は、別表第1及び別表第2の行政職給料表及び医療職給料表の改正です。昨年12月の改正で、特に重点を置いて引上げた行政職1、2級を除いて、給料表の上の部分、初号付近をカットして初号を引上げいたします。

次の(2)は、条例第6条の関係で、扶養手当の見直しです。配偶者の手当を廃止して子に係る手当額を引き上げます。経過措置を経て2か年での改正となります。

(3)は、条例第7条の4及び附則の関係で、単身赴任手当の見直しです。単身赴任手当を採用されたときから支給可能となるように要件を拡大する改正です。

(4)は、条例第7条の5及び附則関係の地域手当の級地区分や支給割合を国に準じて見直ししています。

(5)は、条例第13条の2関係で、管理職特別勤務手当の見直しです。管理職特別勤務手当の支給対象時間帯を、これまでの午前0時以降から午後10時以降に改めるものです。

(6)は、条例第18条の3関係で、定年前再任用短時間勤務職員に対して住居手当と寒冷地手当を支給できるように改めるものです。

最後に(7)は附則についてです。今条例改正に関連して、「特別職の職員で常勤のもの
の給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例」は寒冷地手当について、「職員の育児休業等に関する条例」は任期付き短時間勤務職員の手当について、「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」は扶養手当について、それぞれ所要の規定の整備を行っております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第18号 小坂町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第18号 小坂町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、国内旅行における旅費の宿泊料について、特別の事情により、または当該旅行の性質上、当該規定による旅費により旅行することが困難である場合に、町長に協議して定める旅費を支給することができるよう改正するものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日からとしております。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第19号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第19号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」及び「国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令」が令和7年4月1日に施行されることから、所要の改正を行うものでございます。

第1条では、「小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例」及び「特別職の職員で常勤のもの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例」について、第2条では、「小坂町職員等の旅費に関する条例」について、引用している同法及び同省令に変更が生じたことから条文を改めるものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日からとしております。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第21、議案第20号 小坂町監査委員に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第20号 小坂町監査委員に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、地方自治法の一部改正に伴う条ずれによる所要の条文整理を行うものでございます。

施行日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行日から施行いたします。

以上、誠に簡単でございますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、議案第21号 小坂町学校整備基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第21号 小坂町学校整備基金条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、分収造林の契約期間満了に伴い、公売により立木を売却したことから、基金に属する財産のうち、小坂中学校が管理する山林面積を改めるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（成田昌章君） 議案審議の参考の新旧対照表で説明したいと思っております。29ページになります。

小坂中学校が管理する小坂字相内沢国有林地内の立木のうち、6.9haについて、分収造林の契約期間満了に伴い、公売により売却したことから山林の面積を改めるものでございます。

落札額につきましては913万円のうち、町分80%、730万4,000円が町の収入になります。同額を同基金に積み立てるものでありまして、今回の補正予算に計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これより昼食休憩に入らせていただきます。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 会議を午前中に引き続き再開します。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第23、議案第22号 小坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第22号 小坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の公布により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、食事の提供の特例に関する規定の資格者について、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となるため、「栄養士」の配置等を求めている部分につき「管理栄養士」を追加するものであります。

施行期日は、令和7年4月1日からとしております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第24、議案第23号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第23号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査、審議するため、小坂町災害弔慰金等支給審査委員会を新たに設置する規定を整備いたします。

また、附則で、「特別職の職員で常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正について規定し、災害弔慰金等支給審査委員会委員の報酬の額を定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題になっております議案第23号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第25、議案第24号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第24号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業等を併設する場合における栄養士の配置を求めている部分において、栄養士法の改正により、「管理栄養士」を追加する規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日からとしております。

以上、誠に簡単であります、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第26、議案第25号 小坂町下水道条例の一部を改正する条例制定
についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第25号 小坂町下水道条例の一部を改正する条例制定について、
提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準の項目である「大腸菌群数」が「大腸菌数」に見直されたことに伴い、下水道法施行令が一部改正され、令和7年4月1日から施行されることにより、所要の改正を行うも

のであります。

施行期日は、令和7年4月1日からとしております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第27、議案第26号 小坂町消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第26号 小坂町消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例案は、令和3年4月13日付の消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」で示された国の基準を考慮し、小坂町消防団員の処遇改善を目的として、年額報酬及び災害に係る出動報酬の額を引き上げることから、それに係る別表を改正するものでございます。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 議案第26号 小坂町消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

議案審議の参考で説明いたしますので、35ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、改正理由であります、全国的な消防団員数の減少に歯止めをかけるため通知されました消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定について」を踏まえまして、消防団員の処遇改善の一環として報酬の見直しを行うものであります。

改正内容であります、年額報酬及び出動報酬を引き上げるものであります。

年額報酬額につきましては、団長については「6万8,900円」を「8万2,500円」に、階級が副団長から団員までの方についても表のとおり引き上げるものであります。

また、年度の途中に入退団の場合や異なる階級に異動した場合には、月割により計算した金額を支給することとしております。

出動報酬につきましては、火災などの災害出動に関して支出する出動報酬は、4時間未満「3,000円」を「4,000円」に、4時間以上「6,000円」を「8,000円」に引き上げるものであります。

訓練・警戒・その他の出動につきましては据置きとしております。

施行日は、令和7年4月1日としております。

以上、簡単ではありますが説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

9番。

○9番（熊谷 聡君） 訓練等の場合、1回につき2,500円となっていますけれども、例えば、朝1回訓練して、また夜訓練している班があると思うのです。1日2回やっている班も出てくると思うのですけれども、こういう場合も1日1回なのか、それとも朝番1回ずつで2回

とカウントすればいいのか、その辺について教えていただければと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） その訓練の時間にもよりますけれども、ケース・バイ・ケースと
考えて、細かくは決めておりません。

○議長（目時重雄君） よろしいですか。

○9番（熊谷 聡君） はい、分かりました。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第28、議案第27号 小坂町消防団服務規律及び懲戒条例の一部を
改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第27号 小坂町消防団服務規律及び懲戒条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、小坂町消防団における現在の人員状況に対応し、さらには、地域のために長年尽力している消防団員の功績を適切に評価して表彰することを目的として改正するものでございます。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 議案第27号 小坂町消防団服務規律及び懲戒条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

議案審議の参考でご説明いたします。36ページをご覧ください。

改正理由であります。全国的な消防団員数の減少が続く中、地域のために長年尽力している消防団員の功績を適切に評価して表彰するため見直しを行うものであります。

改正内容であります。1年以上継続した団員で前1年の出動状況を考慮して表彰する精勤章の廃止であります。

第4項の1年間、当該分団が出動した災害・訓練等に全て出動した団員を表彰する精勤章につきましては、団員数の減少により、毎年多数の団員が受賞することから廃止するものであります。

「7年以上」継続した団員の表彰については、「15年以上」継続に改めるものであります。

第5項の7年以上継続した団員を対象とした表彰は現在実施されておらず、知事表彰、消防協会表彰、団長表彰など5年から40年の5年ごとの節目に表彰する規程となっておりますが、15年以上継続の表彰がないため、町長表彰として15年表彰を規定し、消防団員の功績をたたえるものであります。

施行日は、令和7年4月1日としております。

以上、簡単であります。説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第27号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第29、議案第28号 令和6年度小坂町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第28号 令和6年度小坂町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、年度末における各事業の精算見込み及び不足額の追加によります事務・事業費の整理、国・県補助金の確定による整理などを中心に編成しております。

歳入においては、事務事業に関連する国・県支出金及び町債等の特定財源を調整したほか、普通交付税決定額のうち未計上であった分を全額予算化いたしました。

その結果、歳入に剰余が生じ、財政調整基金に402万8,000円、減債基金に1,520万円、公共施設等総合管理基金に6,000万円の積立てが可能となりました。

今回提案する補正額は、歳入歳出にそれぞれ801万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を46億3,047万3,000円にするものでございます。

第2条において、年度内の完了が困難と見込まれる7事業について繰越明許費を設定いたします。

第3条において、新たに実施する事業2件について、債務負担行為を設定するものであります。

第4条においては、3事業について起債限度額を調整し、減収補てん債を追加いたします。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、一般会計補正予算（第8号）の詳細の中身について説明をいたします。

歳出から説明しますので、補正予算書14ページをお開きください。あわせて、項目ごとに係る歳入についても説明をまいります。

1款1項1目議会費は、事務調査等の旅費精算により38万7,000円を減額しています。

18節庁用器具費27万9,000円は、議場用のロングマイク22本分の購入費用です。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、10節光熱水費は、不足が見込まれる本庁舎電気料として110万円を追加しています。

5目企画費は、財源区分の変更です。

財源内訳欄その他の秋田県市町村振興協会市町村振興助成金の154万5,000円のマイナスと秋田県市町村振興協会市町村交付金の30万4,000円のマイナスです。

7目基金費です。

収支予算調整の結果発生する剰余について、それぞれ、財政調整基金に402万8,000円、減債基金に1,520万円、公共施設等総合管理基金に6,000万円、未来創生基金に8万8,000円を積み立てることとしたものです。

この予算補正の結果、令和5年度末に9億6,496万9,000円であった財政調整基金残高は、令和6年度中に3億378万6,000円を取り崩し、402万8,000円を積み立てることから令和6年度末残高見込みは6億6,621万1,000円となります。

また、減債基金残高は令和5年度末で3億791万6,000円、令和6年度中に6,041万1,000円を取り崩し、1,520万円を積み立てることから、令和6年度末残高見込みは2億6,770万5,000円となります。

公共施設等総合管理基金は、令和5年度末残高が4億4,176万5,000円で、令和6年度において1億726万3,000円を取り崩し、6,000万円を積み立てることから、令和6年度末残高見込みは3億9,450万3,000円となる見込みです。

4項選挙費、3目秋田県知事選挙費及び4目町長選挙費は、郵便料金の値上げにより不足が見込まれる11節通信運搬費に、それぞれ10万9,000円と9万9,000円を補正しております。

3目の財源内訳欄の国県支出金10万9,000円は、秋田県知事選挙費の委託金です。

5目衆議院議員選挙費は、昨年10月27日に執行した選挙の精算です。

財源内訳欄国県支出金152万5,000円の減額は、衆議院議員選挙費県委託金です。

6項1目監査委員費は、旅費等の精算により11万6,000円を減額しています。

3款民生費、1項社会福祉費、4目医療給付費は、給付費の不足見込分として70万円を追加しています。

財源内訳欄国県支出金60万円は、福祉医療費県補助金です。

5目障害者福祉費、19節扶助費は、給付費の交付実績により合わせて1,220万円を精算により減額しています。

財源内訳欄の国県支出金は、精算により障害者医療費国庫負担金がマイナス248万円、障害者自立支援給付費等国庫負担金がマイナス242万8,000円、障害者地域生活支援事業費国庫補助金がマイナス66万8,000円、更生医療事業費県負担金がマイナス68万6,000円、介護・訓練等給付費等県負担金がマイナス225万円、障害者地域生活支援事業費県補助金がマイナス20万1,000円それぞれ減額をしています。

7目介護保険費、27節繰出金27万円は、介護保険特会における給付費補正に係る法定負担分です。

8目交通安全・防犯対策費、10節消耗品費7万4,000円は、交通指導隊員の制服購入分です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節鹿角広域行政組合衛生費負担金は、電気料の実績による精算で178万9,000円を減額しています。

16ページに移ります。

2目環境衛生費、18節秋田十和田湖を美しくする会補助金は、クマ出没の影響で事業を中止したため全額減額しています。

4目予防費は、予防接種事業について接種実績による精算で551万8,000円を減額しています。

財源内訳欄その他の332万円の減額は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金分です。

6目健康増進事業費は、各種検診などの実績により130万円を減額しています。

2項清掃費、1目清掃総務費は、財源区分の変更です。

財源内訳欄国県支出金6,000円の減は、環境整備地域連携事業県補助金です。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、財源区分の変更です。

財源内訳欄の国県支出金57万7,000円は、農業委員会費県補助金です。

3目農業振興費、18節の化学肥料低減機械導入支援事業補助金は、物価高騰対応事業とし

て国及び県の補正予算で措置されたもので、279万9,000円を措置しています。

それ以外の補助金は、それぞれの実績による精算で減額をしています。

財源内訳欄の国県支出金279万9,000円は、化学肥料低減機械等導入支援事業県補助金、その他の204万8,000円の減額は、農業新技術導入支援事業に財源充当していた未来創生基金繰入金です。

4目畜産業費、27節特別導入事業貸付牛購入基金繰出金3,000円は、基金利子分です。

財源内訳欄その他の3,000円は、特別導入事業貸付牛購入基金利子です。

5目農業経営基盤強化促進対策費、18節機構集積協力金は、貸付実績が国の交付要件に満たなかったことにより精算で112万円減額しています。

財源内訳欄の国県支出金112万円の減額は、機構集積協力金交付事業費県補助金です。

7目バイオマスタウン推進費、15節資材費は、なたね購入量の確定による精算により11万6,000円を減額しています。

8目グリーンツーリズム推進費は、財源区分の変更です。

財源内訳欄その他9万9,000円は、企業版ふるさと納税です。

2項林業費、1目林業振興費、18節自伐型私有林整備事業補助金は、実績がなかったことから全額減額しています。

24節森林環境整備基金積立金は、森林環境譲与税117万8,000円と基金利子1万2,000円を積み立てるものです。

財源内訳欄その他の1万2,000円は、森林環境整備基金利子です。

3項水産業費、1目水産業振興費、18節十和田湖ひめますブランド推進協議会補助金は、精算により18万9,000円の減額です。

7款1項商工費、2目商工振興費、18節起業チャレンジ支援事業補助金は、2件の申請見込みにより不足が見込まれる150万円を追加しています。

3目観光費、18節十和田湖・明治百年通り誘客促進事業補助金は、実績見込みによる精算で140万円を減額しています。

4目康楽館費、24節康楽館運営基金積立金は、基金利子14万8,000円の積立てです。

財源内訳欄その他14万8,000円は、康楽館運営基金の利子です。

9目十和田湖観光振興センター費、10節光熱水費は、不足が見込まれる電気料として30万円を追加しております。

18ページに移ります。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路橋りょう新設改良費は、国の補正予算により社会資本整備交付金の追加配分を受けましたが、精算による減額のほうが大きくなっており、委託料、工事請負費合わせて4,747万6,000円を減額しています。

財源内訳欄の国県支出金3,031万6,000円の減額は、社会資本整備総合交付金道路事業分、地方債の1,880万円の減額は、道路橋りょう整備事業債及び十和田湖和井内エリア整備事業債分です。

5 項住宅費、1 目住宅管理費は、財源区分の変更です。

財源内訳欄の国県支出金76万1,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の公営住宅等ストック総合改善事業分です。

9 款 1 項消防費、1 目常備消防費、18 節鹿角広域行政組合消防費負担金は、職員旅費や備品購入等の実績による精算で97万円減額しています。

2 目非常備消防費、18 節秋田県消防協会負担金は、団員数の実績により20万3,000円の減額です。

3 目消防施設費は、万谷地区の消火栓修繕が工事内容の変更により水道事業からの支払いに変更するため、関係する事業費を負担金に振替しています。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、24 節学校整備基金積立金730万7,000円は、基金利子のほか学校林伐採による立木売払収入を基金に積み立てるものです。

財源内訳欄その他730万7,000円は、学校林立木売払収入730万4,000円と学校整備基金利子3,000円です。

3 目教育助成費は、奨学資金貸付事業を精算しているほか、14 節施設設置工事費は、旧川上小学校記念碑設置事業の精算により5万7,000円の減額、24 節新総合教育エリア整備基金積立金は、基金利子6,000円を積立てするものです。

財源内訳欄その他の6,000円は、新総合教育エリア整備基金の利子です。

4 項社会教育費、1 目社会教育総務費は、二十祭事業の精算、3 目芸術文化振興費は、小坂七夕祭、濁川虫送り、康楽館演劇祭の各事業について、事業終了により精算減額しています。

4 目社会教育施設管理費は、財源区分の変更です。

財源内訳欄その他40万7,000円は、セパーム不審火事件に係る弁償金分です。

6 目図書館費は、24 節三澤つせ子ども図書基金積立金に基金利子分として3万6,000円を追加します。

財源内訳欄その他3万6,000円は、三澤つせ子ども図書基金の利子です。

7目郷土館費は、特別展実施事業の終了による精算で136万5,000円減額しています。

5項保健体育費、2目体育施設費は、工事費及び器具購入費について精算により66万2,000円減額しています。

続いて、歳入において、今回補正した一般財源の説明をしますので、10ページをお開きください。

10款1項1目の地方交付税です。今回の補正における一般財源として、国税収入等の増額に伴う国の予算補正により追加交付となる普通交付税6,067万6,000円を措置しています。交付実績が総額18億2,620万6,000円となり、本補正により全額を予算化しております。

1款1項2目法人町民税の法人税割は、収入見込みにより7,500万円の減額補正となります。

19款町債は、これを補填するため、減収補填債の借入れをいたします。

続いて、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費です。これは、令和6年度中の事業完了が困難となり、翌年度へ繰り越す7件について、その繰越明許費の上限額を定めるものです。

6款農林水産業費、1項農業費の化学肥料低減機械等導入支援事業279万9,000円は、今補正に予算計上し、年度内の執行が困難であることから、事業費全額を翌年度へ繰り越すものです。

7款1項商工費の地域商品券事業2,294万8,000円は、商品券の使用期間を4月1日からとしていることから、対象となる事業費を翌年度へ繰り越すものです。

8款土木費、2項道路橋りょう費の苦竹山崎線道路改良事業1,442万3,000円、橋りょう長寿命化事業364万8,000円、牛馬長根1号線外舗装補修事業2,100万円、十和田湖和井内エリア整備事業1,510万4,000円は、国の補正予算により社会資本整備交付金の追加配分を受けたことと工事の遅れなどにより年度内完成が困難となり、対象事業費を翌年度に繰り越すものです。

10款教育費、4項社会教育費の川上公民館整備事業4,606万5,000円は、入札不調などにより発注が遅れたことにより年度内完成が困難となり、対象事業費を翌年度へ繰り越すものです。

次に、第3表債務負担行為補正です。

地域医療多職種連携推進学講座設置事業費寄附金は、令和7年度から11年度までの5年間

にわたり、200万円ずつの計1,000万円を支払う旨の協定を、本年度中に秋田県及び鹿角市とともに岩手医科大学と締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

休廃止鉱山坑廃水処理業務委託は、令和7年度予算に計上している671万円について、その手続等を令和6年度中に行う必要があることから、今回の補正で措置しているものです。

次に、第4表地方債補正では、これまでの歳出歳入の説明で述べましたように事業費の変更、減収補てん債の追加に伴い調整し、総額に5,620万円を追加し、地方債の限度総額を1億2,864万3,000円から1億8,484万3,000円に変更するものです。

以上で、一般会計補正予算(第8号)の説明を終わります。

○議長(目時重雄君) 議案第28号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第29号の上程、説明

○議長(目時重雄君) 日程第30、議案第29号 令和6年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第29号 令和6年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億2,536万6,000円にするものでございます。

歳入につきましては、財産運用収入、国民健康保険財政調整基金利子を14万2,000円増額し、歳出におきましては、同額の基金積立金、国民健康保険財政調整基金14万2,000円を増額するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第29号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第31、議案第30号 令和6年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第30号 令和6年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、保険事業勘定の既決予算額に歳入歳出とも157万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億1,795万2,000円にするものでございます。

歳出補正の内容は、2款保険給付費において、給付実績見込みの過不足分として、2項1目支援サービス等諸費に165万円、5項1目高額医療合算介護サービス等費に50万円を追加し、6項1目特定入所者介護サービス等給付費は60万円の減額とし、4款1項1目介護給付費準備基金積立金に2万円を追加しようとするものでございます。

歳入補正の内容は、保険給付費の増額対応分として、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款一般会計繰入金をそれぞれ増額調整し、6款財産収入に介護給付費準備基金利子分を加え、157万円を追加しようとするものでございます。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第30号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第32、議案第31号 令和6年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第31号 令和6年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、満期を迎えた定期預金利子分を、中小企業従業員退職金等共済基金に積み増し分として歳入歳出それぞれ1万9,000円を増額するものであります。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第31号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第33、議案第32号 令和6年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第32号 令和6年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、本年度における奨学資金の新規利用者が当初見込みより少なかったことに伴い、歳入歳出とも224万7,000円を減額し、予算の総額を135万6,000円にするものでございます。

歳入につきましては、金利上昇に伴い基金利子を1万円増額する一方、基金繰入金を201万8,000円及び貸付金収入23万9,000円をそれぞれ減額し、歳出におきましては貸付金を240万円減額するとともに、基金積立金を15万3,000円増額するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第32号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第34、議案第33号 令和6年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第33号 令和6年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、第13号議案で議決をいただいた損害賠償に対応するための予算を措置したもので、既決予算額に歳入歳出とも80万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を517万7,000円にするものでございます。

歳出では、21節の賠償金に、損害賠償相当額の80万6,000円を相手方へ支払い分として計上し、歳入は、3款1項の基金繰入金に、財政調整基金から歳出と同額を繰り入れることとして、収支の調整を図っております。

誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、

提案理由の説明といたします。

- 議長（目時重雄君） 議案第33号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。
-

◎議案第34号の上程、説明

- 議長（目時重雄君） 日程第35、議案第34号 令和6年度小坂町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

- 議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

- 町長（細越 満君） 議案第34号 令和6年度小坂町水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、資本的収入の既決額7,927万1,000円に105万8,000円を追加し、8,032万9,000円にするものでございます。

その内容は、2款3項1目負担区分に基づく負担金において、万谷地区の消火栓交換工事に係る負担金として105万8,000円を増額するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（目時重雄君） 議案第34号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。
-

◎議案第35号の上程、説明

- 議長（目時重雄君） 日程第36、議案第35号 令和6年度小坂町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第35号 令和6年度小坂町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入及び支出において、収入の既決額1億8,350万7,000円に256万円を追加し、1億8,606万7,000円に、支出の既決額1億8,194万2,000円から97万7,000円を減額し1億8,096万5,000円に、資本的収入及び支出において、収入の既決額5,236万9,000円に57万6,000円を追加し5,294万5,000円に、支出の既決額1億2,356万6,000円に184万4,000円を追加し1億2,541万円に、企業債において、公共下水道整備事業債限度額の既決額を1,124万円から1,300万円に増額するものであります。

その主な内容は、第3条の収益的収入及び支出の収入では、令和6年分の消費税及び地方消費税の還付金見込みにより110万円を増額し、支出では、人件費の調整分として98万円を減額するものであります。

また、第4条の資本的収入及び支出の収入では、米代川流域下水道鹿角処理区建設改良費等として企業債を176万円増額し、下水道整備に係る受益者負担金及び分担金の収入見込額を精査した結果、負担金を31万9,000円増額し、分担金を150万3,000円減額するものであります。支出では、米代川流域下水道鹿角処理区建設負担金の増額により、流域下水道事業建設費を184万4,000円増額するものであります。

第5条では、下水道整備事業費の精算見込みにより、公共下水道整備事業債の限度額を1,124万円から1,300万円に増額するものであります。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第35号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は2月27日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会 午後 2時10分